

展望規制路線等一覧表

定められた範囲は、第2種規制地域の基準が適用されます。

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道長野線	小坂トンネル東口から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各500メートル以内
高速自動車国道関越自動車道上越線	高速自動車国道中央自動車道長野線との交差点から上今井トンネルまで	両側各500メートル以内
一般国道19号	新山清路橋（東筑摩郡生坂村9504番の2地先）から長野市信州新町水内字宮平3022番の4地先まで	長野市信州新町水内字宮平3022番の4地先に向かって左側200メートル以内及び右側500メートル以内。ただし、別表第2の8に規定する指定区域を除く。
	県道長野大町線との交差点（長野市信更町安庭1838番1地先）から長野市七二会字蟹沢東沖甲849番2地先まで	両側各50メートル以内
	長野市七二会字蟹沢東沖甲849番2地先から長野市七二会字柏尾南己324番4地先まで(バイパス)	
	長野市七二会字柏尾南己324番4地先から長野市篠ノ井小松原字裏山3559番5地先まで	
	長野市篠ノ井小松原字裏山3559番5地先から長野市道川中島335号線との交差点まで(バイパス)	
長野市道東福寺稲里線との交差点から長野市道更北中央線との交差点まで(バイパス)		

一般国道117号	一般国道18号との交差点から長野市と中野市との境界まで	両側各300メートル以内
県道丸子信州新線	東筑摩郡麻績村との境界から県道川口田野口篠ノ井線との交差点（長野市大岡中牧3150番1地先）まで	両側各20メートル以内
県道長野大町線	一般国道19号との交差点（長野市信更町安庭1838番1地先）から上水内郡小川村大字高府3500番地1地先まで(バイパス)	両側各100メートル以内
県道長野須坂インター線	柳原2号幹線排水路との交差点から長野市と須坂市との境界まで	両側各50メートル以内
県道長野荒瀬原線	長野市道押田若槻東条線との交差点（長野市大字若槻東条1095番2地先）から長野市と上水内郡飯綱町との境界まで(バイパス)	両側各50メートル以内
県道三才大豆島中御所線	長野市大字北長池字新田380番1地先から県道長野須坂インター線との交差点まで(バイパス)	両側各50メートル以内
	県道長野須坂インター線との交差点（長野市大字北長池字丸島232番2）から長野市道大豆島133号線との交差点まで	
	長野市道若里村山堤防線との交差点から長野市道更北329号線との交差点まで(バイパス)	
県道川口田野口篠ノ井線	県道丸子信州新線との交差点（長野市大岡中牧3150番1地先）から長野市大岡中牧1923番9地先まで	両側各20メートル以内
	一般国道19号との交差点から県道丸子信州新線との交差点（長野市大岡甲7864番1地先）まで	

県道戸隠高原浅川線	県道長野戸隠線との交差点から長野市戸隠豊岡 字諸沢9823番2地先まで（自然公園法（昭和32 年法律第161号）第20条第1項に規定する特別 地域を除く。）	両側各100メートル以内
	長野市中曾根2156番1地先から長野市中曾根 3984番2地先まで（長野市飯綱高原自然環境保 全地域を除く。）	
	長野市中曾根3984番2地先から長野市中曾根 3288番1地先まで（バイパス）	
	長野市中曾根3288番1地先から長野市北郷2608 番1地先まで	
	長野市北郷2608番1地先から県道長野信濃線と の交差点まで（バイパス）	
長野市道大岡八重堀一倉 田和線	県道川口田野口篠ノ井線との交差点から長野市 大岡甲3039番3地先まで	両側各20メートル以内
長野市道大岡樺内児玉橋 線	県道丸子信州新線との交差点から一般国道19号 との交差点まで	両側各20メートル以内
長野市道大岡聖山公園線	千曲市との境界から県道丸子信州新線との交差 点（長野市大岡甲8141番1地先）まで	両側各20メートル以内
長野市道大岡樺内大八橋 線	県道丸子信州新線との交差点（長野市大岡乙 182番1地先）から大八橋まで	両側各20メートル以内
長野市道大岡大岡更埴線	県道丸子信州新線との交差点から千曲市との境 界まで	両側各20メートル以内
長野市道大岡離山新田線	県道丸子信州新線との交差点から長野市道大岡 大岡更埴線との交差点まで	両側各20メートル以内
長野市道芋井105号線	長野市道大座法師池西高線との交差点（長野市 大字富田字雨池836番1）から長野市大字上ヶ 屋1749番地先まで（長野市飯綱高原自然環境保 全地域を除く。）	両側各500メートル以内

長野市道川中島314号線	一般国道18号との交差点から県道長野真田線との交差点まで	両側各100メートル以内。ただし、次に掲げる区域を除く。 (1) 国道18号及び 県道長野真田線の 両側50メートルの 区域 (2) 別表第2の7 に規定する指定区 域
長野市道川中島332号線	横田御厨線（昭和44年建設省告示第2838号で告示された長野都市計画道路3・5・48横田御厨線）との交差点から長野市道東福寺稲里線との交差点まで	両側各50メートル以内
長野市道川中島335号線	長野市道南原北原線との交差点から一般国道19号との交差点まで	両側各50メートル以内
長野市道豊野424号線	一般国道117号との交差点から長野市豊野町蟹沢字手子塚1342番1地先まで	両側各300メートル以内
長野市道豊野439号線	県道長野荒瀬原線との交差点から一般国道18号との交差点の50メートル前まで	両側各50メートル以内
長野市道大岡252号線	県道丸子信州新線との交差点から林道聖山頂線との交差点まで	両側各20メートル以内
長野市道大岡266号線	長野市道大岡大岡更埴線との交差点から長野市道大岡聖山公園線との交差点まで	両側各20メートル以内
長野市道大岡286号線	長野市道大岡大岡更埴線との交差点から林道離山線との接続点まで	両側各20メートル以内
長野市道大岡339号線	長野市道大岡聖山公園線との交差点から長野市道大岡347号線との交差点（長野市大岡丙5402番20地先）まで	両側各20メートル以内

長野市道大岡347号線	林道聖山頂線との交差点から長野市道大岡339号線との交差点（長野市大岡丙5402番20地先）まで	両側各20メートル以内
豊野農道228号線	一般国道117号との交差点から一般国道18号との交差点の50メートル前まで	両側各50メートル以内
豊野農道229号線	豊野農道228号線との交差点から上水内郡飯綱町との境界まで	両側各50メートル以内
林道大川線	長野市鬼無里字上土倉16937番2地先から長野市鬼無里日影字とちの木沢11131番4地先まで	両側各100メートル以内
林道離山線	長野市道大岡286号線との接続点から長野市道大岡聖山公園線との交差点まで	両側各20メートル以内
林道聖山頂線	長野市道大岡252号線との交差点から長野市道大岡347号線との交差点まで	両側各20メートル以内
北陸新幹線	五里ヶ峯トンネルから高丘トンネルまで	両側各500メートル以内